

## 大磯町第5次定員適正化計画(案)に対する意見等及び町の考え方

番号	意見等の種別	意見等の内容	町の考え方
1	5 大磯町第5次定員適正化計画(案)について	P9 メンタルケアサポート体制の充実について 既存の施策をより充実させるというスタンスなのか？新しく取り組む予定の施策も想定されており、それも含めて充実させるという意味合いなのか？	<p>H29年度から「職員の働き方改革」の取組みを実施しており、時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得促進など少しずつ改善してきております。</p> <p>新しい定員適正化計画の方策の1つとして「職員健康管理体制の充実」を盛り込むことで、再度職員に意識付けるとともに、人事所管課としてもより力を入れていく施策としております。</p> <p>これにより、既存の職員の健康管理に対する取組みをより職員に浸透させていくとともに、令和3年度からは産業医との連携を密にし、衛生委員会(職員の健康保持等について調査、対策を検討する内部の組織)の役割を強化していく予定でおります。</p>
2	5 大磯町第5次定員適正化計画(案)について	<p>計画職員数260人を維持されたことを評価します。</p> <p>職員のモラルを確保していくことが、現在の大磯町の大きな課題であるように思います。</p> <p>定数・給与水準は低ければ良いというものではなく、適正であることが肝要であり、結果として、町民にとってコストパフォーマンスが良いことになると思います。</p>	<p>令和3年度からスタートする第5次計画の数値目標である『実働職員数260人』を達成するため、5つの方策に取組み、引き続き定員の適正化を図ってまいります。</p>
3	5 大磯町第5次定員適正化計画(案)について	特段の意見はありません。	—

番号	意見等の種別	意見等の内容	町の考え方
4	5 大磯町第5次定員適正化計画(案)について	<p>職員一人ひとりが力を発揮し、質の高い行政サービスを効率的・効果的に継続して提供できるように努めることは、当然であるが、派閥を超えたグループワークが行えないと、ノウハウの蓄積は、不可能。</p> <p>定員管理については、作業量と人員配置の適正化に着目せざるを得ない。どう見ても暇そうなポジションが、見受けられる。コミュニケーションを活発に行い現状をよく把握し、タイムリーな対応をしておけば、さほどの問題には、ならないものと思われる。</p> <p>定員と財源との関係性においては、職員のモチベーションを保つ上において、必要にして十分な報酬は、必要であろう。ただし、ある程度の地位以上であれば、大磯町内に居住し住民税の納入を推奨すべきところとなるでしょう。</p>	<p>様々な行政課題や町民ニーズの多様化が見込まれる中、これらに対して柔軟かつ的確に対応していくために、職員研修を充実させ、技術や知識の向上、職員の意識改革を進めていく必要があります。</p> <p>第5次計画におきましても「職員研修の充実」を定員適正化の方策の1つとして掲げました。これからの時代に求められる職員として必要な研修を実施し、職場全体として風通しの良い環境づくりを推進してまいります。</p>
5	5 大磯町第5次定員適正化計画(案)について	<p>限られたリソースでパフォーマンスを発揮するため色々な場面で外部の力を活用する点を今まで以上に意識したいと思います。その意味からも、情報収集は大事です。大磯町の規模をマイナスではなくプラスにとらえていきましょう。</p>	<p>第5次計画における5つの方策では、事務事業の見直しとして、①デジタル化の推進、②民間委託等の活用を掲げております。</p> <p>これにより、限られた人的資源を有効に活用し、適正な定員管理につなげてまいります。</p>

番号	意見等の種別	意見等の内容	町の考え方
6	5 大磯町第5次定員適正化計画(案)について	定員適正化計画はこのままでよいのですが、P7にあるR4年度に予定されている定年延長はどのようなものですか。差し支えないところで教えてください。	<p>国においては、令和2年3月に国家公務員と地方公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げるための関連法案を国会に提出しましたが、同年6月に国家公務員法等改正案については、一旦廃案とされました。なお、地方公務員法の一部を改正する法律案は、継続審議の取扱いが確認されており、国家公務員法等改正案は、今後再提出されるものと考えられております。定年延長が実施されることとなりますと、大磯町の定員管理にも影響があるため、今後も国の動きを注視し、対応してまいります。</p> <p>※法律案の内容 令和4年度から定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げるもの。</p>